

「コンプライアンス相談窓口」について

1. 利用のご案内

コンプライアンスについて問題が起きた場合、通常は職制ラインで報告・処理が行われますが、何らかの事情でそれが困難な場合は、その問題をコンプライアンス推進担当部門等に設置されるコンプライアンス相談窓口に直接情報連絡・相談ができます。

このコンプライアンス相談窓口は次のとおりです。

- ① イビデングループ社内相談窓口（コンプライアンス推進担当部門）
- ② イビデングループ社外相談窓口（外部機関、および弁護士）

2. 連絡・相談のルール

＜相談窓口の利用対象者＞ イビデングループの役員、社員、契約社員、パートタイマー等、構内で就労するすべての人が相談窓口を利用することができます。

社外窓口の当社への報告に際しては、匿名を請求できます。

＜相談の内容について＞ 相談者が相談する内容は、次のとおりです。

- （1）自己の行動がコンプライアンスに違反していないか
- （2）他人の行動がコンプライアンスに違反していないか
- （3）相談窓口への相談により自己が不利益な扱いを受けた場合はその内容
- （4）コンプライアンス・プログラムについての質問

3. 相談者の権利保護と義務

相談者のプライバシー保護と相談者本人に不利益処遇がないように担当部門は万全の配慮をします。

- （1）相談窓口担当者は必要関係者以外には、氏名など相談者が特定できる情報等、プライバシーに関する事項について開示しません。会社は、相談者とのコミュニケーション、相談案件の調査について十分配慮します。
- （2）会社は、相談者が相談窓口を適正に利用した場合は、相談者本人に不利益処遇がないことを保証します。
- （3）会社は、相談者が相談窓口を適正に利用し相談したこと等を理由とする不利益処遇、嫌がらせや報復があったと認めたときは、その該当者を厳重に処罰します。
- （4）会社は、相談者に対し、相談内容の真実性に関する証明は要求しません。ただし、事実でないことを知りながらの相談や、個人への誹謗・中傷・報復または私的利害を目的とする相談内容である場合は、厳正に対処します。
- （5）会社は、相談内容自体から、また相談に係る調査等の段階で、相談者の特定がされるおそれ

がある場合には、相談者にその旨を告知します。ただし、相談があり一旦開始した調査は、相談者の特定の理由をもって中止しません。

- (6) 相談者は、相談案件の調査・評価の結果につきフィードバックを受けたときは、その結果について守秘義務を負います。